

平成30年12月
中札内村議会定例会会議録

平成30年12月7日（金曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	高橋雅人君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 課長補佐	氏家佑介君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所管事務調査報告
日程第6		村政及び教育行政執行状況報告
日程第7	意見書案第5号	J R根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書
日程第8	報告第8号	平成29年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第9	議案第64号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第65号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第66号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第67号	村有住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第68号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
日程第14	議案第69号	中札内交流の杜に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第70号	平成30年度中札内村一般会計補正予算について
日程第16	議案第71号	平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第17	議案第72号	平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第18	議案第73号	平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第19	議案第74号	平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年12月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番北嶋議員と7番中井議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
中井議会運営委員会委員長、よろしく願いをいたします。
（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）
- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） おはようございます。
平成30年中札内村議会12月定例会について、11月30日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、内容をご報告いたします。
今定例会への村長提案は、報告が1件、議案が11件で、報告は、教育委員会の活動状況点検・評価の報告についてであり、議案については、条例の一部改正が4件、規約変更が1件、指定管理者の指定についてが1件、一般会計及び特別会計の補正予算が5件となっております。そのほか、行政執行状況報告がなされます。
議会提案等では、諸般の報告、閉会中の所管事務調査報告で2件の報告があり、意見書・請願等につきましては意見書1件、陳情1件が提出されており、陳情については資料配布といたしました。
会期につきましては、本日から14日までの8日間であります。
一般質問は、4名から4問の通告がありましたが、これにつきましては14日最終日に行う予定であります。
質の高い、政策論議となりますよう、お願いいたします。
以上、協議内容について、ご報告いたします。
- 議長（高橋和雄君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの8日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解をお願いいたします。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告について、両委員会による合同所管事務調査と総務厚生常任委員会所管事務調査の2件の報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

最初に、総務厚生・産業文教両常任委員会合同村内所管事務調査について、両委員長を代表して北嶋産業文教常任委員会委員長をお願いをいたします。

よろしく願いをいたします。

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、総務厚生常任委員会・産業文教常任委員会合同所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会は、今年度の合同村内所管事務調査を10月17日に実施し、村公共施設の管理状況、工事の進捗・完成状況、道道静内・中札内線、札内川上流地域などについて調査を行いました。

交流の杜では、サッカー場天然芝の状況を確認しましたが、これまで適正に管理されてきた成果により、良好な芝の状態が保たれていました。

今後も、天然芝サッカー場ができる限り長期に使用できるよう適正管理を維持し、大会や合宿誘致に努力され、交流の杜が有効に活用されていくことを期待します。

中札内団地のストック改善工事状況は、内外装のリニューアルのほか、断熱性能向上、浴室のユニットバス化、給湯ボイラーの設置など、生活環境向上が図られています。

しかし、周辺は、畑の無管理状態、自然生えの樹木の放置、老朽化した庭柵が目につくなど、周辺環境が適正に保たれていない状況が見受けられました。

また、かしわ公園との境に植えられたトドマツが大きく成長し、周辺に支障を及ぼしている状況にもありました。

日本で最も美しい村連合加盟村であることを改めて意識し、工事の実施に当たっては周

辺環境まで視野を広げ計画するとともに、入居者には管理責務を果たすよう促す必要があります。

多目的運動施設改修工事現場では、室内に入った印象は、天井が低く感じ、ゲートボール以外のスポーツには使用しにくいのではないかとの印象をもちました。

利用団体等と連携を図られ、より多くの住民に利用される施設となるよう管理・運営に努められるとともに、ゲートボール競技人口を増やす取り組みが必要です。

また、西側道路への落雪対策は、今年の冬の落雪状況を見て検討すると以前の議会で答弁されていましたが、現地を視察し、改めて早目の対策を講じる必要があると感じました。

再度、対策を検討されることを求めます。

中央公園は、利活用が課題となっており、近年、イベント利用がされていませんでしたが、今年は、盆踊り会場として利用され、盛り上がりを見せていました。

今後も継続されていくことを願うところです。

現地で感じたことは、南側森林が成長したことによりうっそうと暗い雰囲気であり、除間伐、下刈りなどの手入れが必要と思います。

また、健康遊具やトイレ、恵津美川に架かる木橋は老朽化しており、撤去、修繕などの適正管理についても計画していただきたいと思います。

現在、住民で組織する検討委員会において、公園のあり方に関する調査・検討がされていますが、効率的な利活用と適正な管理が図られるよう、有意義な議論がされることを期待します。

ごみステーション改良状況は、その状況を確認するため、中札内団地横にあるごみステーションを視察調査しました。

現地のゴミステーションは、すでに側面と底面にネットが張られており、最小限の経費で試験的改善に努力されていると感じました。

しかし、樹脂製のネットは消耗するもので、短い期間で取替えなければなりません。

農村部に設置している蓋付きのタイプに変えていく検討も必要ではないかと感じました。

行政区によっては自分たちが工夫し対策を講じているところもあり、このような活動も大切な行政区活動であると思います。

戸蔦大橋は、一昨年台風10号で被害を受け、復旧工事を行っていましたが、当初予定より早い9月3日から通行が再開し、戸蔦別川西地域との交流も元に戻り、買い物客などの経済的効果にも寄与していると思います。

しかし、根本的原因である河床の洗掘は続いており、今も予防対策が必要な状況にありますが、国による砂防地域への指定協議も進んでいるとのことであり、砂防事業により改善策が施されるよう、今後の展開に期待します。

堆肥化処理施設では、今年度実施している、屋根修繕工事と施設全体の状態について視察調査を行いました。

堆肥化処理施設は、供用開始から11年しか経過していませんが、この間、外構舗装等補修、鉄骨ブレース取替え、乾燥舎基礎修繕、屋根修繕などに多くの修繕費を支出しています。

現状でも、施設の鉄骨は錆の発生が進んでおり、来年度以降も更に修繕費を要する状況にあるようです。

全ての修繕に村の予算を投じていますが、今後も村税で負担し続けることは困難であり、問題化していくのではと考えます。

堆肥の生産量は、当初計画の1/3程度に止まっており、生産量上げる研究をされ、生

み出される収益を修繕費用の財源とするなどの改善が望まれます。

最近、バイオガス事業の導入が検討されていますが、堆肥生産原料の不足とならないか十分精査し、導入の検討を進めていただきたいと思います。

大規模草地育成牧場牛舎は、すでに40頭ほどの牛が入舎していましたが、新指定管理者による運営に移行されることから、スムーズな引継ぎと早期に円滑運営となるよう願うところです。

牧場の運営は、自主経営が成り立つよう、適正な預託料と経費抑制の研究を今後も行う必要があります。

また、新指定管理者は、酪農家組織により運営されている法人であることから、自ら進んで牧場を利用され、空きがない施設運営に努められることを望みます。

札内川園地では、札内川側の安全対策として防護柵設置工事がされていましたが、函の沢側の落差部分には防護柵が設置されておらず、防護柵を設置する必要性を感じたところです。

現地の状況を確認し検討していただきたいと思います。

函の沢護岸工作物は、更に洗掘が進んでいる状況であり、現状の護岸対策以外の方法も視野に、早期に抜本的対策を講じるよう求めます。

また、札内川園地での紅葉が、多くの村民にも観ていただけるよう、紅葉情報を情報無線で周知を行うなど、来園者増のためPRをしていく必要があります。

調査に合わせ、園地内で計画されている札内川ダム管理用道路の用地を確認しましたが、俳句の碑ゾーンを分断する形で道路が通される計画であり、俳句の碑所有者や関係者にそのことを説明し、同意された上で取進められることを求めます。

また、その周辺にバンガローの移設が案としてあるようですが、既存の旧レストハウスや焼肉ハウス、テニスコート等と関連させ、全体的活用が広がる工夫をしていただきたいと思います。

道道静内中札内線、札内川上流地域調査は、雪崩や土砂崩れの被害により札内川ヒュッテから奥に進入することはできませんでした。

一昨年の台風10号の影響で大規模土砂崩れが発生し、山肌は岩盤が表れているなど、雪崩を誘発しやすい状況になり、昨年度の冬はこれまで想定していなかった大規模の雪崩が発生したとのことでした。

札内川上流地域の環境は変わりつつあり、道路管理に要する負担は大きく増加していると感じました。

今後も道道の維持管理には多額な費用を要しますが、帯広市のほか4町2村の水道水、発電用水、農業用水を供給する水源地である札内川上流地域の水質保全管理のため不可欠な道路であるという認識を原点に、今後とも適度・適正な管理がされていくことを求めます。

以上、合同村内所管事務調査といたします。

○議長（高橋和雄君） これで両委員会合同調査の報告を終わらせていただきます。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査について、男澤総務厚生常任委員会委員長、お願いをいたします。

○総務厚生常任委員会委員長（男澤秋子君） それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー5番をご覧ください。

総務厚生常任委員会は、今年度の所管事務調査として、10月25日に、午前は十勝複合

事務組合のくりりんセンターと十勝リサイクルプラザを、午後はとちろ広域消防局を視察調査いたしました。

調査参加者は、総務厚生常任委員5名と議会事務局員2名の計7名であります。

十勝複合事務組合ですが、目的は、我々が排出する生活ゴミが、くりりんセンターでどのように処理されているのか、また、国の廃棄物処理計画への対応や経年により更新期を迎えているくりりんセンター施設更新の検討状況について調査を行いました。

くりりんセンターは、平成8年10月から供用開始し、平成12年4月から施行された容器包装リサイクル法により、一般家庭から排出される容器包装系資源ごみの選別、圧縮、梱包、保管、さらにリサイクル資源として引き渡すまでの事業を行っています。

施設の概要は記載のとおりですが、構成9市町村の内、中札内村の負担割合は0.91%となっています。

ゴミの焼却により発生するエネルギーは、発電に利用され、住宅2万戸が使用するに相当する電力が発電されています。

また、余熱は、場内暖房やロードヒーティング等に利用されています。

関連施設として、池田町に「うめーるセンター美加登」を所有しており、焼却灰などの埋め立てを行っています。

埋め立て容量は311,200立方メートルあり、屋根付きの施設です。

使用年数は15年を見込んでいますが、再資源化により埋設ゴミを減量し、できるだけ長期に利用できる努力がされています。

中間処理施設である十勝リサイクルプラザは、リサイクル資源として分別されたプラスチックゴミ、ペットボトル、空き缶、空きビン、雑誌、段ボール等々を売却できるように手作業で再度分別されて、梱包等で保管され、相場を注視しリサイクル処理業者に売却しています。

新中間処理施設の整備に向けた状況は、十勝全域での広域化も想定し、管内19市町村による新中間処理施設整備検討会議を設置し協議されており、供用開始時期を2027年度とすることの方針が決定されており、建設候補地は、現くりりんセンター東側か中島霊園の南側の2カ所に絞り込まれています。

まとめですが、十勝圏複合事務組合は、豊かで美しい自然環境を守るため、重要な役割を果たしていることを再確認しました。

ごみの排出量は、市町村人口より異なりますが、平成29年度の中札内村と更別村を比較すると、人口差は少ないにも関わらず、可燃ごみは中札内村が506.01トンに対し、更別村は270.16トンで、その差は235.85トン、不燃ごみでは中札内村の115.53トンに対し、更別村は95.21トンで、その差は20.35トンあり、いずれも中札内村が多い結果です。

現地でその理由について質問しましたが明確な回答が得られず、どのようなことにより搬出量の差が生じているのか、研究が必要と考えます。

リサイクルプラザは、一般家庭から出す時の分別のルールが守られておらず、リサイクル資源とするために汚れたごみの除去や分別に余計な手間がかかっている状況がみられました。

本村はリサイクルセンターできっちりと分別し搬入していますが、不十分な分別状態で搬入している市町があり、市町村により住民意識に差があるように感じました。

今後も、排出時ルールが守られるよう、周期的にごみの出し方の周知やごみ減量化3R、

リデュース（ごみを発生させない）・リユース（再使用する）・リサイクル（再資源化）の啓発・推進が必要です。

新中間処理施設は、2027年度供用開始を目標として協議が進められていますが、住民個々が手軽にゴミの排出や資源化の分別ができるシステムを構築する研究をされ、事業に取り組むことを望みます。

また、今後の循環型社会の推進並びに、自然環境保護が最大限発揮できる施設となることを期待します。

とまち広域消防局。

目的。

とまち広域消防事務組合は、十勝の旧消防事務組合6消防本部を統合し、今年度で3年目を向かえ、住民の生命、財産、安心、安全を守る重要な役割を担っています。

また、これまで19市町村ごとに受けていた119番通報が、消防指令センターに集約され、消防救急デジタル無線の運用が開始されており、広域化による効果と課題、指令室のシステムについて視察調査を行いました。

経過。

平成16年から十勝管内消防広域化に向けた調査・研究が始まり、平成21年に広域化推進室が立ち上げられ、平成27年5月にとまち広域消防事務組合を設立、平成28年4月から業務が開始されています。

組合概要は記載のとおりですが、管轄面積は全国1位で、34万2,000人余りの命と財産を守る活動がされています。

広域化の効果ですが、広域化に合わせて、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センターの運用を開始し、十勝管内の119番通報を消防局指令センターで一元的に処理しており、直近署所の出動態勢に移行したことにより、現場到着時間の短縮が図られています。

また、指令業務を一元化したことにより、初動時の出動部隊数が増強されたほか、被害の拡大や活動が長期化した場合でも、署所間の応援補完体制が構築できるなどの強化が図られました。

事務の効率化では、消防本部事務が一元化により事務の効率化が図られ、防火管理講習や危険物施設の許認可などの一部を消防局に集約したことにより、各消防署の負担軽減が図られました。

広域化後の課題ですが、組織運営の自賄い方式は、市町村の意向や地域事情が反映しやすい反面、財政的・事務的に非効率な面があることから、段階的な解消を目指しています。

また、消防署所、車両及び人員等の配置は、従前の体制を継承したことで地域によって整備配置状況等に差異が生じており、広域化後5年間で統一的な消防力を目指し、基準の策定を計画しています。

職員給与は、消防署が所在する市町村の制度を準用していることから、同一組織内で格差が生じており、広域化後5年間で統一を目指しています。

その他、事務の統一及び集約化等の検討が進められています。

まとめですが、広域化がスタートしてから3年目を向かえ、これまで大きなトラブルもなく経過しています。

受益者である住民は、救急・消防車の到着時間が短縮になり、出動部隊の増強等は住民サービスの向上につながるなど、広域化による効果を感じました。

課題は、自賄い方式から消防事務組合による組織運営化を図り、消防力を平準化すること

や、各署所の業務や職員処遇などの統一化であり、改善に向けた協議を進めていただきたいと思います。

指令センターの視察調査では、視察中に本村からの119番通報があり、統合型位置情報システム機能で通報者の位置情報や、救急車の移動状況がリアルタイムに表示されているなど、システムの内容を身近に捉えることができ、その正確さと頼もしさを感じることができました。

近年、大規模、複雑化する災害、高齢化社会の到来による救急需要の増大、専門化する火災予防への対応が求められるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化していますが、消防広域化による人口減少社会に対応するコストメリット効果や消防力向上による成果が発揮されるよう期待します。

今回の調査結果が、今後の村の施策に生かされるよう、議会としても更なる研究と提言に努めてまいります。

以上、総務厚生常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（高橋和雄君） これで総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎日程第6 村政及び教育行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、村政及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたのでこれを許したいと思います。

はじめに、森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについて、ご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、地域の防災力向上を図るため、10月11日文化創造センターにおいて、避難所設置を想定し村民自らが避難所生活を送るなかで、「何をすべきか・何ができるか」を考えることや避難所を運営する際の注意点を学ぶ防災訓練を93名の村民が参加のもと実施しました。

また、この訓練と併せて北海道と連携した支援物資受入訓練と中札内小学校の小学6年生35名に対して防災教育を実施しました。

さらに、11月25日には中札内中学校の教職員18名、生徒97名に対して総務課担当職員より地震を中心とした災害に対する対応や危機管理について講演しております。

北海道胆振東部地震に係る被災市町村への職員派遣であります。道からの要請に基づきむかわ町に3名の職員派遣し、罹災証明書発行事務や行政一般事務の補助に従事しております。

職員研修では、職員一人ひとりが安定した心身状態で勤務できるようストレスをコントロールするための方法や自分自身のストレスに対処するケアなど理解するメンタルヘルス研修を実施しました。

新庁舎建設基本設計業務の完了に伴う経過や設計趣旨、建築概要などの村民への説明については、11月7日の新庁舎建設村民報告会を皮切りに、11月22日の上札内まちづく

りトーク、11月26日のときわ野まちづくりトーク、12月6日の行政区長会議において実施しております。

また、11月21日～12月20日の間、パブリックコメントを実施し、村民から意見を募集しております。

次に企画財政グループについてですが、平成31年度の予算編成についてであります、職員への説明会を10月29日に開催し、予算編成の基本的な考えを示したところであります。

平成31年度の地方財政の見通しについてですが、総務省の概算要求においては、平成30年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保することとし、地方交付税についても、総額を確保するための要求がされておりますが、段階的に見直され平成30年度から廃止となった歳出特別枠の影響は大きく、今後、国の予算編成過程の動向を注視する必要があります。

平成31年度は、役場庁舎建設工事が予定されているほか、公営住宅の長寿命化改善工事や道路改修工事などの継続事業などもあり、地方債の発行による公債費の増加や基金の取り崩しは避けられない状況であります。

また、少子高齢化に伴う医療費や社会福祉などの扶助費の増加も見込まれるほか、10月からは消費税増税も予定されております。

このような状況の中、社会経済情勢を見極め、状況の変化に応じた適切な対応が図れるよう、一層の危機感を持って予算編成に取り組んでまいります。

次に、景観づくりの取り組みについては、9月5日に、初めての取り組みとして、中札内高等養護学校の3年生を対象に、村の担当職員による景観づくりのお話とごみ拾い活動を行ったほか、10月3日には、小学6年生を対象に、南十勝シーニックバイウェイと協力して景観学習を行い、自分たちが住んでいる村の景観について、関心を持ってもらう取り組みを実施しました。

また、10月20日には、村民有志により農業と景観というテーマで農業の遷り変わりや防風林の役割などを学ぶなかさつない景観ツアーが開催され、運営の支援を行いました。

移住定住の取り組みについては、十勝圏の移住促進事業として11月11日に東京で開催された北海道暮らしフェアに参加し、北海道への移住を検討されている方の相談対応を行うとともに、十勝・中札内村のPRを実施しました。

協働のまちづくりの取り組みについては、中学3年生を対象に、中札内村について学び、まちづくりに関心を持ってもらうことを目的とした、模擬議会を来週11日に開催いたします。

男女共同参画の取り組みについては、12月5日に男女共同参画推進委員会とスペシャルニーズプロジェクト実行委員会の共催事業として、助産師の山本文子さんを講師に迎え、いのちと性をテーマに講演会を開催いたしました。

市町村交流事業については、11月10日、11日に開催されたかわごえ産業フェスタに、東京ふるさと会の役員の皆様にご協力をいただきながら、JA中札内村、十勝野フロマージュとともに物産販売や村のPRを行い、川越市民や姉妹都市交流委員会の皆様との交流を深めてまいりました。

ふるさと会の活動では、札幌ふるさと会が10月6日に札幌すみれホテルで、東京ふるさと会が12月1日に都内で開催され、関係団体代表の皆様とともに出席し、村の現状報告や情報交換しながら親睦交流を行ってまいりました。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、有害鳥獣駆除関係で10月末現在の捕獲・駆除状況ですが、エゾシカ143頭、ヒグマ3頭、キツネ111頭、カラス557羽、ドバト375羽となっており、駆除にあたっていただいた猟友会の会員の方のご協力に感謝申し上げます。

労働対策では、12月3日から冬期の雇用対策事業を実施しており、河川や保安林の支障木処理などの作業に従事していただいているところであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、平成30年度敬老会は、9月15日に文化創造センターを会場に開催し、本年度75歳以上の対象者586人のうち275人に参加いただきました。

会食・懇談の席では、アトラクションとして大正琴ひばりの会並びに中札内中学校吹奏楽部による演奏をご披露いただき、盛会の中、有意義なひとときを過ごしていただきました。

高齢者の権利擁護の関係では、10月18日保健センターを会場に、高齢者を狙う詐欺にご用心！をテーマとした講演会を中札内消費者協会と共同開催し、福祉関係者や一般住民など60人に参加いただきました。

帯広警察署生活安全課坡下係長による講演では、架空請求など特殊詐欺の巧妙な手口や、身を守るための防止策などを高齢者にも分かり易く解説いただきました。

本年度の福祉灯油の支給につきましては、燃料価格の高騰と高止まりの情勢から、低所得層の高齢者などが冬期間安心して暮らせるよう、支給基準の上限である1世帯あたり2万円分の灯油購入券の支給を見込んで、本定例会補正予算で増額しております。

次に保健グループについてですが、8月より開始いたしましたタニタ式健康ポイントスタート事業は、現在400人を超える参加登録をいただいております、活動量計を日常から身につけ自らの歩数やイベント参加を意識してもらえるなど、健康づくりの取り組みとしては入口の段階ではありますが、一定の手応えを感じているところです。

先の補正予算で追加・購入いたしました、活動量計のデータ送信機は、冬期間の利便性などを考え新たな拠点として、文化創造センター、上札内交流館に設置しております。

関連事業といたしましては、8月と10月に中札内交流の杜において運動セミナーを開催したほか、9月には改善センターにおいて株式会社タニタヘルスリンク管理栄養士による栄養セミナーを開催し、いずれも多くの方々に参加いただいております。

本年においても、インフルエンザの流行が予想されるため、乳幼児から高校3年生相当の年齢までの対象者616人、65歳以上の高齢者1,139人へ個別に予防接種を呼びかける案内を送付し、10月29日より接種を開始しております。

また、児童・生徒が放課後に接種しやすくするため、12月21日までの期間は、受付時間を午後4時30分まで延長して実施しております。

今後も効果的に周知を図り、より多くの方に受けていただき、発病と重症化の防止に努めてまいります。

次に、保育園についてですが、上札内保育園の学習発表会は、11月10日に上札内小学校と合同による開催、中札内きらきら保育園の生活発表会は、11月24日の土曜日に開催いたしました。

いずれの発表会も、元気にのびのびと成長する子どもたちの姿や様子が伺え、家族や地域の方々にご出席いただく中、練習の成果を十分に発揮した発表会となりました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、農産にあっては、6月及び7月上旬の日照不足や長雨の影響により、全体的に生育の遅れがみられ、一部の作物においては収量も前年を下回る収穫と

なりました。

小麦は昨年在り豊作だったことから、前年と比較して収量は下回ったものの品質は良好であり、平均並みとなりました。

豆類や馬鈴薯は、一部で収量が下回っているものの単価が比較的高い傾向となっており、ビートも平均並みの収量となりました。

畜産にあつては、生乳の生産量が昨年度よりも上回ると予想され、単価も上がり傾向で推移していることから経営も安定している状況にあります。

しかし、鶏卵や肉豚で単価が下がっている傾向にあるほか、3月の大雪で一部の豚舎に被害があり、畜産全体では、生産高は前年を若干下回る見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定生産高は、農産が55億6,400万円、畜産が77億2,600万円、全体で前年より4.3%減の132億9,000万円の見込みです。

不順な天候にあつて、懸命に努力されました生産者のみなさまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した、粋匠品・食の応援団スタンプラリーは、昨年度よりも10.6%増の総勢823人から応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

応募された823人の内訳は、村内193人、道内551人、道外79人で、多くの方に中札内産食材を味わっていただけたかと思っております。

大規模草地理成牧場は10月24日から冬期舎飼を開始し、10月末時点で721頭を受け入れております。

冬期舎飼の開始に合わせて指定管理者を変更し、農事組合法人カーフゲートが牧場の管理運営を行っております。

また、新牛舎に導入した発情検知機器は、11月14日から機器の利用を開始しているほか、旧牛舎の給餌舎に設置する連動スタンションについては、12月14日までに設置が終了する予定となっております。

林業関係では、村有林整備事業として、間伐17.08ヘクタールが完了しているほか、地拵え5.59ヘクタールの発注を行い、年内に完了予定となっております。

商工関係では、商工会が実施したプレミアム商品券事業は11月11日に商品券の販売が行われ、予定していた時間よりも早い段階での完売となりました。

なお、協賛のクーポン券事業を11月30日まで実施したほか、スタンプラリー事業は12月11日まで実施しております。

観光関係では、10月1日から地域おこし協力隊制度を活用し、観光事業のコーディネーターや観光事業の企画などを担う観光振興推進員2名を観光協会及び産業課に配属しており、村の魅力向上を目指した取り組みを期待しているところです。

なお、例年9月にコープさっぽろと協力して実施している札幌発着日帰りバスツアーが北海道胆振東部地震の影響により、今年度は中止となっております。

札内川園地は10月30日に今年度の営業を終えたところですが、昨年度よりも5.8%、1,000人程度多い、約1万8,100人の入り込みとなりました。

道の駅なかさつないの入り込み状況は、10月末現在64万人で、前年同期比4万人、5.9%の減となっており、総売上額も1億8,900万円で、前年同期比1,900万円、9.1%の減少となっておりますが、11月11日以降、一日100名程の道外観光客のバスツアーを受け入れており、12月28日ごろまで毎日の受け入れを予定していることから、閉

散時期の入り込み客増加を期待しているところです。

なお、例年開催している道の駅フェアは、10月7日に開催を予定していましたが、台風25号の接近により中止とさせていただきます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

主な工事の状況ですが、道路関係では、西戸蔦・東戸蔦38号道路戸蔦大橋災害復旧工事及び中島新橋橋梁補修工事を完了しております。

建築工事では、教職員住宅建設工事、屋内多目的運動施設整備工事を終え、村営住宅改良工事では、中札内団地2棟、泉団地2棟、すずらん団地2棟の改修工事を完了し、入居者の移転を随時行なっております。

定住対策事業では、中札内スタイル住宅建設奨励金3件と移住促進奨励金4件を交付しております。

村営住宅入居関係では、2回の公募で4件、随時募集住宅で3件の入居を決定しております。

本年度の除雪対象路線等は、村道延長で161キロメートル、歩道延長で24キロメートル、駐車場等の公共施設では47カ所を行い、冬期間通行の安全性を確保してまいります。

11月下旬には、除雪に携わる共同企業体運営委員会の主催による安全研修会が開催され、交通安全や労働安全対策の励行に係る研修が行われ、準備に努めていただきました。

水道関係では、今年度の水道メーター取替え工事が完了しているほか、浄水場濾過池の濾過砂洗浄などの機能維持に係るメンテナンスを終えております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 村政の執行状況報告が終わりました。

次に、教育委員会の執行状況報告について、高橋教育長、お願いをいたします。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育関係では、11月15日に中札内村学校教育振興会主催による学校教育研究大会が開催され、会場校である中札内中学校で、学習指導案に基づく公開授業や、研究概要の説明の後、三つの各分科会での研究協議で活発な意見交換などが行われました。

本村教職員がこれまで執り進めてまいりました教育実践の一端の発信と、参加者からの貴重な意見や助言を受けるなど、基礎的・基本的な学力の向上を図る授業の創造のための意義ある研修となりました。

小学生が学びながら英語に親しむ「キッズ・イングリッシュ」を10月6日、文化創造センターで開催し、小学3年生から6年生までの児童17名が、自然と英語に親しめるようなゲームを通して楽しみながら学びました。

学校給食事業では、児童・生徒に、地元で生産、製造されている安全・安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらおうと、11月16日に本村で作られました食材を使用したふるさと味覚給食を実施しました。

次に、社会教育の状況ですが、文化事業では、11月3日に第63回村民文化祭が行われ、中札内オンステージでは子供から大人まで舞台発表を行いました。

式典では、文化振興に貢献された方に対し文化賞等の表彰を行い、中札内村文化賞2名、文化奨励賞1名に授与いたしました。

作品展示事業では、村民の皆様の幅広いジャンルの作品が多数出品されました。

また、文化月間事業では、後援事業を含め7事業が実施されております。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加、協力を得て開催することができました。

共育の日事業では、11月30日に地域協働型学校づくり協議会とPTA連合会との共催で、教育講演会を開催いたしました。

講師には中札内村出身で、帯広大谷短期大学教育助手の石澤志穂氏をお迎えし、「だから、今の私がある～かけがえのない人とのめぐりあい～」と題し、人とのつながりの大切さについてお話をいただきました。

当日は、村内外から約180名ほどの参加者の来場をいただいております。

また、あいさつ・返事の定着を図ることを目的に実施した川柳・標語コンクールでは、小学生から一般まで約300点の応募があり、講演の前段に表彰式を行っております。

交流事業関係では、川越市児童・生徒の移動絵画展を10月30日から文化創造センター、また各学校において展示しています。

また、川越市の訪問交流事業は、1月10日から13日までの3泊4日で、中学1年生12名の派遣を決定いたしました。

青少年国際交流派遣研修事業は、新たな交流先として、北海道が昨年姉妹提携いたしましたアメリカ・ハワイ州にありますエバ・マカイ・ミドルスクールに3月24日から31日までの期間で派遣することとしました。該当するミドルスクール近郊でホームステイをしながら登校し、休日は平和について学習するプログラムなどを実施いたします。

図書館事業では、11月10日から16日までの期間、古本市を開催いたしまして、11日には写真絵本作家の小寺卓矢さんをお招きし、写真絵本作りワークショップを開催いたしました。

体育関係事業では、10月8日に、札内川総合運動公園で79人が参加して、ファミリーマラソン大会を開催しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政・教育両執行状況報告を終わらせていただきます。

◎日程第7 意見書案第5号 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書

○議長（高橋和雄君） 日程第7、意見書案第5号、JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案第5号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第5号、JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第8号 平成29年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第8、報告第8号、平成29年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告書の提出がありました。

提出者からの説明を求めます。

高橋教育長、お願いをいたします。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価について報告申し上げます。

平成29年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により行いましたので、別冊のとおり提出し、報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細については、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、阿部教育次長、お願いします。

○教育次長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理・執行・状況について、点検評価を行い、報告書を作成いたしました。

今回、別添黒ナンバー6の報告書、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村議会に報告をするものです。

点検評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し、学識経験者を有する者の知見の活用を図るとされており、司法書士の有賀真理氏から指導・助言をいただいておりますことを申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この報告書については、報告済みとさせていただきます。

◎日程第 9 議案第 6 4 号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 10 議案第 6 5 号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第 11 議案第 6 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 9、議案第 6 4 号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 10、議案第 6 5 号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 11、議案第 6 6 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨について説明申し上げます。

8 月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、11 月に一般職の給与に関する法律等が国会で成立しております。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきたことから、給料及び勤勉手当等について条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当についても、過日開催した特別職報酬等審議会においてご審議いただき、諮問どおり答申されたので、合わせて関係条例の一部を改正するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、川尻総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（川尻年和君） 私の方から、議案第 6 4 号から 6 6 号の条例改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案は、国家公務員の人事院勧告に伴う給与法案が、11 月 28 日、参議院本会議で可決・成立したことに伴い、人事で改正を行うものであります。

まずはじめに、平成 30 年度の人事院勧告の給料及び勤勉手当に関する概要を説明させていただきます。

今年度も昨年度同様、民間給与との格差を埋めるため、月例給とボーナスの引き上げがありました。

給料は、初任給において、民間との間に差があることを踏まえ、新規採用職員の初任給

を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定を行い、その他については、それぞれ400円の引き上げを行う基本改定を行います。

平均改定率は0.2%になります。

期末勤勉手当については、支給月数を0.05カ月分引き上げ、年合計4.45カ月分に改定し、引き上げ分は勤勉手当に配分されます。

また、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当、期末手当が均等になる配分となっております。

黒ナンバー12番の議案関係資料1ページをお開きいただきたいと思います。

議会議員及び村長等の給与に関する条例の一部改正についてですが、これまでも職員に準じて改正を行ってきており、手当は期末手当1本でございますので、期末手当の平成30年度12月期分に100分の5、0.05カ月分を加算して、100分の232.5の支給に改正しようとするものです。

平成31年度以降の改正は、0.05カ月分引き上げ、年合計4.45カ月分に改定しますが、6月期及び12月期の期末手当が均等配分になるものであります。

施行日は公布の日、適用は12月1日といたします。

条例可決後、年内支給をいたします。

また、本改正については、11月27日に開催した特別職報酬等審議会で諮問し、30日に諮問とおりの内容で答申がされております。

次に、職員の給与に関する条例ですが、資料の7ページになります。

行政職給与表新旧対照表をご覧ください。

平均0.2%の改定ですが、それぞれの給与において、号俸の若い方に改定率が厚くなり、若年層に重点を置いた改定となっております。

戻りまして、5ページの条例の新旧対照表をご覧ください。

第12条の2の宿日直手当であります。宿日直勤務対象職員の給料を踏まえ、勤務1回につき4,200円から4,400円に改訂するものであります。

次に、第14条の期末手当であります。支給割合を国と同様に6月期及び12月期の期末手当が均等になる配分とし、6月期の100分の122.5及び12月期の100分の137.5を100分の130に改めようとするものであります。

また、第4項では、再任用職員への規定についても同様に改正するものであります。

次に、第14条の4、勤勉手当についても、支給割合を国と同様に100分の90から100分の92.5に改めようとするものであります。

また、同じく第4項で、再任用職員への規定を同様に改正しようとするものであります。

ただし、本年度については、引き上げ分0.05カ月分を12月期に加え、6ページ中段、附則3及び附則4にあるように、平成30年12月に支給する期末手当、勤勉手当の特例措置として、職員であれば期末手当を100分の130とあるものを100分の137.5に、勤勉手当を100分の92.5とあるものを100分の95に、再任用職員についても、期末手当を100分の72.5とあるものを100分の80に、勤勉手当を100分の45とあるものを100分の47.5と引き上げ、12月期に配分するものであります。

附則の施行日ではありますが、改正条例は公布の日から施行し、平成30年4月から訴求適用するものであります。

ただし、期末手当に係る第14条、勤勉手当に係る第14条の4は、平成30年12月

1日から適用するものであります。

附則5では、改正前に受けていた4月以降の給与は、改正後、給与条例の規定による内払いとみなすということであります。

最後になります。

今回の人事院勧告に基づく主な給与の影響額であります。特別職における期末手当で9万9,000円、一般職では、給与改定で53万7,000円、勤勉手当で122万9,000円、そのほか、給与改定の跳ね返りなどで28万7,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

質疑については、休憩後、受けたいと思いますので、ここで休憩をさせていただきたいというふうに思います。

20分まで休憩をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○議長（高橋和雄君） 皆さんがお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

日程第9、議案第64号、それから65号、66号、この3件に対する質疑を一括して行いたいというふうに思います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 改正の内容については理解をいたしました。

ただ1点、宿日直手当の改訂の関係ですが、昔は各職員がそれぞれ宿日直ということで、回り順番でやっていたのですが、今、民間業者ですか、管理委託をしているから、あまりこの宿日直手当の部分については該当するところがないのかなというふうに思うのですが、現在の適用されている職員というか課長というか、そこについてどういう状況なのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今、黒田議員の質問のあった宿日直手当でございますけども、言われているとおり、該当する部分はほとんどありません。

しかしながら、今回9月6日にありました北海道胆振東部地震のときに、職員が避難所を開設に伴い、職員が宿泊しております。

そういったようなときに、2泊分そういったような形で職員が対応して宿泊しておりますので、そういったときに支給しているものであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第64号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第64号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第65号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第65号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

議案第66号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第66号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第67号 村有住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第12、議案第67号、村有住宅使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、村有住宅に空き室がある場合等、有効に活用できるよう条例の一部を改正するものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、川尻総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（川尻年和君） 議案第67号、村有住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番の議案関係資料11ページをお開きください。

今回の改正は、村有住宅に空き室がある場合に、有効に村有住宅を活用できるよう改正するものであります。

今現在、村有住宅を使用できる者については、村内各学校における教職員と村職員のみであります。

この但し書きを追加することで、教職員と村職員以外から使用の申し込みがあったときに、村長が特に認めた場合、使用が可能となるものであります。

なお、この条例の施行については、附則のとおり、公布の日より施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

議案第67号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） ただし、村長が特に認めた場合はというのですけど、これ、誰でもということなのですかね。

例えば、今一番困っているのは急遽中札内に来たけど住宅がないと。

それで結構出ていっている人がいるわけですよね。

そういう人がこういうふう該当するのかもしれないのかということですけど。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 私の方からちょっと説明させていただきます。

誰でもということではございません。

特にという件でございますので、そういったケースにつきましては基本的には公営住宅に入居していただくというのが、まず第一義的だろうというふうに思っています。

一応想定していますのは、教職員住宅等で使用がしなくなったものを、村有住宅として村の総務課管理の方に所管替えをしているような形でございますので、古くなってどうしようもなくなったものについては、その後、取り壊すとか、そういう処置をするところなのだけれども、その場合に、特に要望があった場合に内容を検討させていただいて検討すると。

ちょっと言わせていただければ、例えば、JA等で職員が急に入ってきたときに、工場等で一緒に共同生活をするのに通常の住宅では入れないといったようなケースがそれに該当するかなというふうには思っております。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 分かったのですけど、一番、今うちは定住者云々と言いながら、急遽中札内に来たくても住宅がなくて違う町村に行く人が年に何人かいるのですよね。

できれば違うところで話しようと思っていたのが、ちょっとこれ関連になるのかなと思って聞くのですが、やっぱりそういう人も大事にしていかななくてはいけないので、とりあえずこういうところに空いているのなら入れるという形はできないものなのですかね。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 議員の質問のとおり、そういうケースもあるかなと思うのですが、ただ、今、公営住宅も随時入居が可能な住宅がございますので。

つまり、申し込んですぐ入居できるというタイプのものです。

所得や何かで、例えば、入居できないというケースはあるかというふうには思いますので、そういったことについては、短期的であればこういった住宅でということも想定できないわけではないかなというふうには思います。

ケースによるかなというふうには思うところであります。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） いろいろ分かるのですが、

ちょっとずれたら困るのですが、とりあえず急遽来た人のために、例えば、公営住宅が審議委員会ですか、あるけども、そこに掛からないと入れない人もいるみたいですから。

急に中札内にどこかから来たときに、そういう人に対してはなるべく村外に行かないで、中札内に止めるような対策も必要なのでは。

これとちょっと関連するかしらないか分からないけど、違うところで話しようと思ったのだけど、たまたまこういうことになって、そういうことです。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

いいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 提案理由にあるように、空き室の効率的利用というのですか、そういうことを考えることが必要かなということでもあります。

ただ、ちょっと教えてほしいのですが、基本的には学校の教職員住宅、あるいはまた、村職員の住宅ということが基本なのですが、現在のそれぞれのそういった住宅の戸数ですね、管理戸数と、詳しい所在でなくて、例えば、旧中札内小学校とか中学校だとか、そういった所在地ですね。

と併せて、空室があるということなのですが、何戸でどういう住宅が空室なのか。

その辺の状況について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 今すぐ出せれますか。

川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） まず、管理している住宅なのですが、教員住宅として使用しなくなった住宅があります。

それで、まず教員住宅は9戸、小学校に隣接するところにありますのと、ひばりヶ丘の公園の北側に所在しております。

それと、中学校の敷地内に教職員住宅があるということです。

それと、今、総務課管轄になっているものにつきましては、興農区の方に6戸です。

普及センター前に4戸、枝豆工場の西側に2戸というような形で計15戸ということになります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、現在空き室になっている戸数ですか。

村職員の住宅で管理しているところだと思うのですが、何戸あるのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今現在空き室になっている住宅でございますけども、4戸、興農区に所在する4戸ということになります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第67号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号、村有住宅使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第68号 十勝圏複合事務組合理約の変更について

○議長（高橋和雄君） 日程第13、議案第68号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、十勝圏複合事務組合で共同処理しておりますごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、平成31年4月1日から清水町、本別町、足寄町及び陸別町を加えるため、組合理約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法の規定に基づき協議を行うため提出するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） 議案第68号、十勝圏複合事務組合理約の変更について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番の議案関係資料12ページをお開きください。

今年度から組織の効率化をすることを目的に、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合が統合してきております。

今回の十勝圏複合事務組合の規約の変更については、十勝圏複合事務組合で共同処理する事務のうち、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務について、これまで帯広市、音更町、芽室町、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町に当村を加えた9市町村で取り進めてまいりました。

今回、平成31年4月1日から、清水町、本別町、足寄町、陸別町を加えるため、組合規約の一部を改正する必要があります。

地方自治法第286条第1項、組織する地方公共団体の数を増減し、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。

よって、本定例会で協議を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第68号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 組織の編成が変わるということの内容だったかと思えますけれども、先ほど私の方から、総務厚生常任委員会で視察調査をした結果を報告いたしました。

その中で見てきた処理内容ですとかそういうことを視察した結果なども報告させていただきましたけれども、この今4町村が増えることによって、今、処理している内容がやはり多くなるというように考えられるのですが、その処理する内容や何かに支障が出ないのかどうか。

ごみが多く処理しなければならなくなると思われるので、その支障が出ないかどうかということと、あと、加わることによって負担率もちょっと変わるのかなというように想像するのですが、本村においてはどのような影響があるのかということが分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、私の方からご説明申し上げます。

今回、4町が加入するという事で、ごみの量等処理しきれるかという、まずご質問です。

昨年7月、4町の方から加入の要請がありました。

それを受けまして、構成市町村の部課長会議でこの要請に対していろいろ検討をしました。

また、30年の2月には副市町村長会議の方で要請をされました。

さらに十勝環境複合事務組合、旧のですね、定例会の方で理事者の報告がありました。

この中で、私たち、構成市町村の担当課長会議の中では、くりりんセンターの方で、この4町のごみを受け入れても特に問題ないということをお聞きをしていますので、今、要請がありました各段階で検討をして、特に受け入れに関しては問題ないという形で私たちも報告を受けております。

それから、4町が加わることによって、中札内の分担ですね、分担率ですけれども、この4町が加わることによって、今回、分担金見直しをすることになりました。

すでに加入をしている9市町村に関しては、今までの実績に応じた分担率。

新たに加わる4町に関しては、30年度から34年度までの搬入計画量を基本容量として、これを総合してそれぞれ新たな分担率を決定しております。

中札内に関しては、31年度に関しては、分担金で言えば、31年度で言えば110万円ほど減るといふ形になります。

当然分担率が減りますので、分担金が減っていくといふような形で、一応概算として私達の方に示されているところであります。

○議長（高橋和雄君） 金額にして約110万円ほど減る予定ということになるのかな。よろしいですか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 内容は分かりましたし、来年度からは少しごみを処理する金額が少し下がるのかなといふようなことをお聞きいたしましたけれど、今後もやはりこうやって増える町村があるといふようなことが想定されるのかどうか。

ちょっとその点についてもお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 31年4月からは、この4町が加わってごみ処理を共同処理すると。

それぞれ他の残っている町村についても、自分のところの所有している施設、つまり焼却施設及び産廃処理施設、埋め立て処分の施設です。

それがいつになったら満杯になるのか、また、更新の時期がいつになるかということで、それぞれ検証をしているといふふうに聞いております。

それぞれ事務組合を構成してやっているところもありますし、単体でやっているところもあります。

ですから、元の環境複合事務組合としては、それぞれの市町村が加入することを想定しながら、現行の施設ではある程度受け入れは可能だとうふうに試算しているといふふうには聞いています。

ただ、この後、炉の改修、更新が想定されていますので、それまでにはある程度計画量とか全部合わせて、それに対応する施設を建設するといふ流れになるかといふふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

討論に入ります。

議案第68号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第69号 中札内交流の杜に係る指定管理者の指定について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第69号、中札内交流の杜に係る指定管理者の指定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について説明申し上げます。

本案件は、中札内交流の杜の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものです。

詳細については、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、阿部教育次長、お願いします。

○教育次長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

中札内交流の杜の指定管理者の選定に当たりましては、地方自治法第244条の2、第3項及び中札内村の公の施設に係る管理者の指定手続き等に関する条例第5条に基づき、交流の杜に隣接する宿泊棟を有する株式会社ユービックを公募によらない候補者として選定を行いました。

株式会社ユービックは、平成26年度から施設の管理を受託し、適正な管理運営を行っており、グラウンドの芝管理を含めて、施設の管理運営に関する知識・技術・能力を有していることから、引き続き選定したもので、本議会での議案として提案させていただいております。

指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を指定しようとするものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

69号に対する質疑をお願いいたします。

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終わらせていただきますがよろしいですか。

質疑を終わらせていただきます。

議案第69号に対する討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第69号、中札内交流の杜に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第15 議案第70号 平成30年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第16 議案第71号 平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第17 議案第72号 平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第18 議案第73号 平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第19 議案第74号 平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第15、議案第70号、平成30年度中札内村一般会計補正予算について、日程第16、議案第71号、平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第17、議案第72号、平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第18、議案第73号、平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第19、議案第74号、平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨について説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ384万4,000円を追加し、総額を5億2,533万5,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ405万円を追加し、総額を4億6,009万8,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2万7,000円を追加し、総額を2億7,716万7,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ23万1,000円を追加し、総額を1億2,303万1,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ976万6,000円を減額し、総額を1億8,731万2,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、各課長から補足説明を求めたいと思います。

はじめに、川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） それでは、私の方から一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたします。

歳入では、同様の説明を省略させていただきます。

最初に、総体的な事項といたしまして、先ほど決定いただきました議員報酬、村長等給与、職員の給与に関する条例の一部改正などによる人件費の補正について、説明させていただきます。

43ページをお開きください。

特別職の表下段、比較の欄ですが、長等の欄、期末手当9万9,000円の増額は、0.05カ月分引き上げたことによるものであります。

議員の欄、期末手当7万5,000円の増額も同様であります。

次に、44ページをご覧ください。

一般職に係る給与費明細書であります。年度途中で育児休業等の理由により、2名の休職がありました。

これを受けて、休職による減額分と給与改定による増額分、その他の異動による増減分を調整しております。

具体的な増減額の明細は、次の45ページに、給与、職員手当それぞれ給与改定に伴う増額分、その他の増減分として記載しております。

次に、43ページに戻りまして、特別職の共済費、44ページ、一般職の共済費、それぞれ増加ですが、これは給与改定などによるものであります。

なお、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計3会計の人件費に係る部分についても給与改定によるものでありますので、人件費に係る補足説明は省略させていただきます。

それでは、歳入の説明に移ります。

14ページをお開きください。

最上段、説明欄、新庁舎ネットワーク設計等支援委託80万4,000円の追加は、庁内ネットワークに関する各種資料、データの整理などの諸調整を行い、実施設計に反映するとともに、各種システムのスムーズな移転方法を検討しようとするものであります。

次に、同じく14ページ中段、2項企画費、1目企画総務費、説明欄、地方バス路線維持対策補助金119万8,000円の追加は、十勝バス広尾線の路線維持に係る平成30年度の補助額が確定したことによるものであります。

追加に当たって、路線バスの燃料単価の高騰や車両修繕、運転手募集や養成に係る経常経費が増額になったものであります。

次に、15ページ下段、3目まちづくり推進費、説明欄、郵便料117万6,000円の追加は、ふるさと納税に係る寄付者の増加により、返礼品に係る特産品の発送件数が増加したことによるものであります。

また、説明欄、ふるさと納税ポータルサイト掲載委託51万9,000円の追加とふるさと納税支援サービス使用料64万4,000円の追加についても、同様の理由であります。

次に、16ページをお開きください。

上段、説明欄、花咲くコンサート補助金243万5,000円の減額は、チケット売上が当初の見込みより大幅に伸びたため、剰余金が生じたことによるものであります。

次に中段、説明欄、豊かな環境等創成基金積立300万円の追加は、ふるさと納税に係る寄付金の増額に合わせて、基金へ積立を追加するものであります。

次に、19ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、法外援護390万円の追加は、灯油価格の高騰により、世帯当たりの支給額を5,000円から2万円に増額することによるものでございます。

次に、20ページをお開きください。

4目生涯福祉費、説明欄、南十勝子ども発達支援センター負担金204万8,000円の追加は、当センターにおける人事異動によって、人件費等が増えたことによるものであります。

また、説明欄、介護給付費648万1,000円と訓練等給付費276万円の追加は、重度訪問介護利用及び共同生活援助の利用増によるもので、特定財源で道支出金の民生費負担金と併せて追加するものであります。

次に、22ページをお開きください。

9目後期高齢医療費、説明欄、療養給付費負担金407万9,000円の追加は、平成29年度分の市町村療養給付費負担金額が確定したため、精算を行うものであります。

次に、29ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、4目土地改良事業費、説明欄、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金145万5,000円の減額は、今年度の負担額が確定によるものであります。

次に、30ページをお開きください。

3項畜産費、3目牧場費、説明欄、牧場用備品639万3,000円の減額は、車両等の購入額確定に伴い、特定財源の基金繰入金と併せて減額するものであります。

次に、35ページをご覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、4目道路改修費、説明欄、調査設計委託182万円の減額及び舗装路面性状調査委託業務68万9,000円の減額は、委託料確定によるものであります。

また、道路改良舗装工事490万円の減額は、工事請負額確定によるもので、特定財源の交付金と併せて減額するものであります。

次に、36ページをお開きください。

5項住宅費、4目公営住宅建設費、説明欄712万8,000円の減額は、工事請負額確定によるものであります。

次に、37ページをご覧ください。

6項営農用水道費、1目水道管理費、説明欄、簡水会計工事負担金96万円の追加は、簡易水道会計で、高区配水池の修繕が必要になったことから、負担金を追加するものであります。

次に、38ページをお開きください。

9款、1項消防費、2目災害対策費、説明欄、需用費37万2,000円の追加は、9月に発生いたしました北海道胆振東部地震で使用した備蓄食料を補充するとともに、必要な消耗品を購入するものであります。

次に、41ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄、文化振興基金積立400万円の追加は、ふるさと納税に係る寄付金の増額に合わせて、基金の積み立てを追加するものであります。

次に、4目文化創造センター管理費、説明欄、工事請負費887万8,000円の減額

は、工事請負額確定によるものであります。

次に、42ページをお開きください。

13款諸支出費、1項、1目特別会計繰出金、説明欄の公共下水道会計184万8,000円の追加であります。国の交付金カットによる不足を一般会計から繰り出しをして追加しようとするものであります。

次に、戻りまして、8ページをお開きください。

歳入について、主なものを説明いたします。

まず、一般財源についてであります。9款の地方交付税で、歳入に見合う額として170万6,000円を追加し、調整しようとするものであります。

次に、10ページをお開きください。

14款道支出金、2項道補助金、2、民生費補助金229万1,000円の追加は、市町村民税所得割16万9,000円未満の世帯における第2子以降の3歳未満時の保育料無料化に係る補助金であります。

対象児童に係る国基準額の保育料のうち、2分の1が補助金として北海道から交付されるものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） ほかの特別会計、それから、ほかの課長さんたちの説明は午後からにさせていただきますというふうに思います。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きたいというふうに思います。

補正予算の関係、川尻総務課長の補足説明が終わりましたので、次に、坂村住民課長の補足説明をお願いしたいというふうに思います。

坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、国民健康保険特別会計補正について、補足をして説明させていただきます。

黒ナンバー8番、国民健康保険特別会計補正予算書の6ページ及び7ページをお開きください。

最初に、歳出になります。

7ページ、歳出になりますが、1款総務費、1項総務管理費、一般管理費の説明欄、一般経費、負担金補助及び交付金で、国保事業状況報告システムクラウド利用負担金27万円の追加ですが、これは4月から稼働している国保事業報告システムについて、元号の改正も含めた療養給付費負担金及び財政調整交付金の計算システムを導入するための改修で、国による全額補助とされています。

6ページ、歳入を見ていただきたいと思います。

この特定財源として、保険給付費等交付金、下段、2節保険給付費等交付金、特別調整交付金27万円を追加しております。

歳出に戻ります。

7ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、一般被保険者療養給付費の説明欄、医療費の保険者負

担分である療養給付費340万6,000円の追加及びその下段、一般被保険者療養費の説明欄、補装具、柔道整復、針灸などの費用である療養費37万4,000円の追加ですが、これは当初見込んだよりも増加して推移しており、不足を生じる可能性があることから追加しようとするものであります。

上段、6ページ、歳入をご覧ください。

保険給付費等交付金、上段、1節保険給付費等交付金、保険給付費交付金378万円を追加し、財源の調整をしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー9番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思います。

予算書の7ページ、歳出をお開きください。

上段、地域支援事業費、一般管理費の補正額2万7,000円は、先ほど審議いただいた議案並びに一般会計で補足説明のありました職員人件費を追加するものとなりますが、その財源として、6ページの歳入、一般会計繰入金を充てております。

7ページ下段、5款基金積立金、介護保険事業基金積立金の5万7,000円の減額は、8ページの7款諸支出金、第1号被保険者保険料還付金5万7,000円の追加額を調整するものとなります。

この保険料還付金につきましては、同世帯2名の介護保険被保険者より、過年度分の所得について遡及申告がなされ、申告に基づく住民税の付加更生による世帯区分が課税世帯から非課税世帯に変更されたことに伴い、介護保険料を遡及更生するもので、すでに納付いただいている保険料との差額を追加補正し、被保険者に対して還付を行おうとするものであります。

なお、この保険料還付金に係る還付加算金については発生いたしません。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 最後になります。

成沢施設課長、お願いします。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明をさせていただきます。

黒ナンバー10番、簡易水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

まず、歳出予算から説明をさせていただきます。

1款簡易水道費、1項水道経営費、1目一般管理費、説明欄中段、配水池維持管理費、需用費の修繕207万4,000円の追加は、11月上旬に高区配水池流入流量調節計が故障し、新たなものに交換修繕するものでございます。

次に、8ページをお開きください。

説明欄上段の簡易水道事業基金積立金は、歳入歳出の増減により、81万8,000円を減額し、財源調整を行うものでございます。

次に、6ページに戻っていただき、歳入ですが、1款分担金及び負担金の共同施設維持管理負担金33万9,000円の減額は、共同施設維持管理費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額するものでございます。

その下段、2目水道工事費負担金、2節水道工事負担金95万9,000円の増額は、歳

出で説明しました高区配水池流入流量調節計の修繕に係る営農用水からの工事負担金ということになってございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、公共下水道事業特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

下水道も歳出から説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄下段、下水道調査設計委託370万5,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の減額及び執行残によるものでございます。

その下段、終末処理場施設処理施設工事558万5,000円の減額は、入札による執行残でございます。

その下段、公課費の消費税177万9,000円の減額は、29年度の確定申告の確定額に伴い、還付を受ける状況となったことから、全額減額するものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

1目浄化センター維持管理費、説明欄中段、光熱水費127万3,000円の追加は、汚水量の増加に伴い、電気使用量が増えたことによるものでございます。

7ページに戻っていただき、歳入ですが、3款国庫支出金、下水道国庫補助金1,120万円の減額は、社会資本整備総合交付金がカットされたことによるものでございます。

4款繰入金184万8,000円の追加は、歳入歳出の増減により財源調整を行うものでございます。

8ページをご覧ください。

6款諸収入、消費税還付金の増額については、歳出で説明しましたが、29年度の確定申告により、確定額がマイナスの20万2,000円となりました。

29年度の間ですでに支払っている額が54万7,000円あったことから、総額で74万9,000円が消費税の還付として戻ってくることとなったものでございます。

主な要因としましては、下水道工事費の金額が高かったことにより、収入との比較で還付が生じたというような形になってございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これでは補正予算に対する補足説明も含めて、提案理由の説明が終わりました。

これから5件を一括して質疑を行いたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） まず、16ページのまちづくり推進費のところ、花咲くコンサートの補助金、これ243万5,000円戻るということなのですが、先ほどの説明では、チケットの売上増などがあって剰余金が出たために、これだけ戻すという話だったのですけれども、今までですとかなり多額の予算といいたまいますか、お金がかかっていたと思うのですけれども、そこで村が補助して足りない分はある程度企業の方がその分を補っていたような形だったと思うのですけれども、今年はよほど、経費がかなり削減されてこういった剰余金が出たのか。

その辺をちょっと説明をしていただきたいと思います。

それともう1点は、これも同じくまちづくり推進費のところ、ふるさと納税のポータルサイトの委託料、それと並びに使用料ですか、あと郵便料などが補正で増額されるわけ

ですけれども、これについても、寄付者の増ということで増額ということなのですが、直近の数字でもし分かればですけれども、ふるさと納税の寄付額が今のぐらいまでなっているのかということをお教えいただきたいのと、あと、この委託料やら使用料がこれだけ増額ということになると、最初、返礼品の予算が確か800万円ほど見ていたと思うのですが、その返礼品のその800万円あたりは、まだ補充しないでも間に合うのかなというような気もするのですけれども。

あと、この委託料、使用料については、ちょっと最初の見込みが少し少なかったのかなというふうにもちょっと感じるのですけれども、そんなに寄付件数が伸びているのかなのか。

その辺をちょっと確認したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 今の宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、花咲くコンサートでございます。

まず、支出の部でございますけれども、当初、出演料、当初予算では1,200万円というような予定しておりましたけれども、ここの分に関しては約1,050万円というような形で、決算で150万円ほど落ちている。

それと駐車場整備ですね。

当初200万円というふうに予定していたのですが、120万円というような形で、当初予算に対して、大きなところ支出は押さえられたという部分がまずあります。

それと当初、チケット売上ににつきましては3,000枚という予算を立てておりました。

今回、実際行う中で、前売り券につきましては3,650枚、それと当日券70枚というような形で、720枚程度多く売れたと。

そういったことで、剰余金が発生しております。

次に、ふるさと納税の額でございます。

直近でいきますと、先月11月28日現在の数字を出してございます。

昨年度につきましては2,060万円という状況でありましたが、先月11月28日現在で2,125万8,000円ということで、すでに昨年度の予算を上回っているということと、すでに12月に入って多くの申し込みがありますので、そういった形で、昨年より上回るというような形になります。

それと、ポータルサイトの利用率につきましては、当初予算、前年度ベースで2,000万円の予算で支出を見込んでおりました。

2,000万円の収入によることで、ポータルサイトの利用料を考えておりましたが、今回、2,000万円を超えており、そういったような中で、今回補正になっております。

追加しているものであります。

それと、返礼品につきましては800万円ということで、納税額に対しての3割程度ということになります。

よって、まだ今のところは予算内で間に合うというような状況であります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 花咲くコンサートの方ですけども、かなりチケットが大幅に今までよりも多く売れたということでもありますけれども、確か今まではかなり総体の経費で3,000万円を超える予算がかかっていたと思うのですが、それだけ今年の方がどこ

まで行っているかちょっと総体では分からないのですけれども、それにしてもかなりの金額が掛かっているわけですけども。

あと、ちょっと剰余金が出てくるというのはかなりよほどの経費の削減がない限り出ないような、今までの例でいくと決算だったのではないのかなというふうに思うのですけど。

ある程度村と企業側との割り振り負担みたいなものが決まっていたのかどうなのか。

そういったことはないのでしょうか。

あと総体の経費がどのぐらいかかったのか。

それもちょっと教えて下さい。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） まず総額ですね。

総体の事業決算ベースになりますけども、当初、予算額では3,900万円というような予算を立てておりました。

決算では約3,700万円、3,691万7,000円というような形で下回ってきているわけなのですけども、企業側からの協賛金という部分につきましては、昨年よりも実際少なく入ってきております。

しかしながら、チケットの売上も伸び、そういったような形で、昨年ですと約2,000枚程度のチケット売上だったのですけども、それよりも大幅にチケットが売れている。

そんなようなことも含めて、チケット売上によって七百数十枚ですか、増えることによって剰余金が発生したということになります。

○議長（高橋和雄君） 企業との負担割合が決まっていたのかどうなのかということはどうですか。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 寄付をいただいている企業からの負担割合というのは特に決まっているものではございません。

企業の方からの意向で、これだけの金額ということで寄付があって、それをもとに村からの補助金を算出しているというようなイメージでございます。

ですから、最終的にそれを精算掛けるのは、村の補助金という形になってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 同じくふるさと納税の件ですけれども、昨日ぐらいの新聞で、ふるさと納税の他町での7割減という町村が出てきているのですけども、今見ますと、うちの町村は、先ほどの数字ではそんなに落ちていないということですがけれども、3割までの上限になって7割減、そして返礼の方も、入ってくる方も6割とかというそんな数字が出ていますけれども、今お答えいただいた中札内村ではそういう現象は起きていないか、ちょっとお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 返礼品の関係です。

当村においては、もともと3割というような形でやっております。

ですから、そういうことの3割になったからということで、その辺減額になっているということではございません。

今回、私どもの方で伸びた要因といいますか、関係ですが、今までふるさとチョイスというところのサイトのみでやっておりましたが、今年度から、さとふる、もしくは楽天と

いうところに登録してやっけてきている。

その辺のところも大きいのかなというふうに考えております。

併せて、ふるさと返礼品もちよっと工夫しながらやっけてきている。

そういうようなところですよ。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 他町村の、報道だけでしか資料はなかったのですが、7割減とかということの減少は当村では今のところ、若干の増を考えているような見込みですか。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 先ほどの説明の中で2,000万円、昨年2,000万円というのは11月、同じ同時期の比較ではなく、昨年度でしたら1年間を通して2,000万円という決算だったのですよね。

ただ、今11月28日時点でもう2,000万円を超えていますので、逆に増えていると。

これから何カ月かまだありますし、そういう面では伸びているということですね。

ですから、新聞報道にあるような7割減というような状況が本村にあるかということであれば、逆に伸びている状況ですということでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは何点かお聞きをいたします。

まず12ページの説明欄の一番下ですが、庁用備品として58万9,000円の追加ということですが、今の時期に改めて追加するという理由と、その中身を教えてくださいたいと思います。

それから、19ページの福祉灯油の関係ですが、単価アップによって5,000円から2万円に1世帯当たり増やしたということですがけれども、5,000円から2万円という何らかの基準というのかな、何リットルの分でこうだから、5,000円を2万円にしたかという何かあると思いますので、その根拠と、支給の世帯数かな。

何戸見ているのか、改めてお聞きをしたいなというふうに思います。

それと、23ページの同じく中札内保育所園費の上の方に同じく備品ですがけれども、改めて71万3,000円の追加ということですから、この辺の内容を伺いたいというふうに思います。

それともう1点いいですかね。

31ページの説明欄の中段にあります公有財産購入費、土地購入費30万4,000円ということですがけれども、場所も含めたこの30万4,000円の内容をお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） まず、庁用備品でございます。

58万9,000円の追加ということなのですが、こちらの方につきましては、昭和63年に購入した、約30年間使ってきました役場庁舎にある裁断機ですね。

こちらの方が油漏れなどで破損している。

修理も試みましたが、修理ができないというような状況になったため、今回、58万9,000円を追加して購入するものであります。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 2点目の福祉灯油の基準の関係でございます。

支給に当たって基準を設定しておりまして、毎年11月1日の実勢単価と申しますか、それで判断しております。

当年度遡って3カ年の平均の金額と今年度の11月1日のどのぐらい上昇率があるかということで、あらかじめ金額を設定させていただいております、細かい話ですけどいいですか。

5%未満ですと5,000円を支給する。

5%を超えて10%未満ですと1万円を支給する。

10%を超えて20%未満であれば1万5,000円を支給する。

20%を超えると、一律ですけど2万円を交付するということにさせていただいております。

本年度につきましては、11月1日が102円という単価が出ておりまして、これまで過去3カ年の平均としては71円30銭ということで、上昇率を見ると43%ということなので、20%以上ということで2万円を支給することにさせていただきました。

世帯数ですけども、予算の段階では260世帯を見込んでおります。

実際のところ、課税状況等を調べさせていただいたところ、今のところ二百四十数世帯ありますけども、ただ、この中には未申告の世帯だとか含まれておりませんので、260の中で納まるかなということで考えております。

次に、3点目の保育園管理費、備品購入費71万3,000円ですが、これにつきましては、保育園に常備しています除雪機、ちょっとメーカーがヤナセということで、特殊なメーカーでございます。

使用自体がもう二十数年という長い年限使っておりまして、今どきない軽油タイプのもので、そのキャタピラが壊れておりました。

壊れたきっかけは、今年3月の大雪のときです。

それ以降、予算に計上しておりませんでしたが、修理できる業者等々探していたのですが、十勝管内において修理できる業者、部品を取り寄せれる業者がないというのが発覚しまして、もう一方の方法として、特注でつくるという方法。

これもちょっと検討したのですが、キャタピラつくるのに十数万円かかるということで、古い機械にそれだけお金かけるのであれば更新しようということで購入したく補正予算として上げております。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、4点目の村有林管理費の土地購入費の部分についてでございます。

まず、購入を予定しております土地の住所につきましては、西札内182番という住所になります。

地目につきましては山林ということで、購入を予定しております面積については3,037平方メートルということで、1林小班分を購入しようというふうに考えております。

所有者の方は帯広市に在住の方という形になっております。

購入に係る経緯も含めてご説明したいというふうに思いますけれども、こちらの土地につきましては、北側に村有地、村有林の土地に隣接している土地になるのですが、村有林側の沢から、一昨年の台風以降、土砂が流れ込んでいまして、この私有林の中に土砂が堆積しているというような状況になってございました。

当初、土砂の撤去の方も含めて、所有者の方とはお話をしていたところなのですが、ちょうどこの山の北側一帯が村の村有林になっておりまして、ちょうどその村有林が大体69.04ヘクタールぐらいあるのですが、実際は昭和の61年ごろから平成5年ごろに植栽をしているのですが、多くが平成元年、平成2年に植栽している村有林でございまして、間伐の時期が近付いているということもございます。

今後、作業道も含めて整備していく必要があるというふうに考えておりまして、今回、所有している1林小班の方を村の方で購入させていただいて、堆積している土砂も活用しながら、今後作業道の整備等を進めていきたいということで、購入の予算を計上させていただいております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体分かりましたけども、福祉灯油の関係ですが、ちょっと不勉強で分からないのですが、支給世帯は70歳以上の老人世帯というのかな、65歳だったかちょっと忘れたのですが、その非課税世帯だというふうに思うのですが、そこら辺の対象世帯について確認をしたいなというふうに思います。

それと、35ページの補足説明でもありましたけども、道路改修費の740万9,000円ということですが、調査設計の方で182万円かな、減額ということですが、

説明を聞きますと、確定によってそれだけの金額が下がったというふうな説明ですが、何か当初650万円に対して182万円ということで大幅に減っているものですが、そこら辺の当初、31年度の二つの橋の測量等の調査設計ということの当初予算の内容と、あるいは、舗装路面については、当初650万円で182万円の減額ということですが、そこら辺の請負させる橋の数だとか道路の延長だとかということで減っていることに伴って、この減額が大きくなっているのかなということもちょっと推測するものですから、単なる実績で入札の結果落ちた額ではないのかなという、ちょっと推測するものですから、そこら辺の説明をお願いをしたいというふうに思います。

それと、37ページの十勝広域消防事務組合負担金48万9,000円の増ですけども、この内容。

それから、41ページの体育館管理委託の75万9,000円の追加した内容について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 福祉灯油の支給世帯の基準ですけども、まずは村民税の非課税世帯であること。

先ほど75歳と言われたのですが、高齢者のみで構成されている世帯もしくは独居の老人世帯ということなのですが、対象は65歳以上です。

あとは、まだあるのですが、障がい者手帳をお持ちの世帯、世帯構成員の中に手帳をお持ちの方がいれば対象としております。

あと、ひとり親世帯、それと生活保護世帯の以上です。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 道路改修費の調査設計委託の減額の部分でございまして、事業量を減らしたということは一切ございません。

あくまでも当初の設計に対して入札で下がった金額ということでございます。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課長。

○**総務課長（川尻年和君）** 十勝広域消防事務組合の負担金48万9,000円の追加でございます。

こちらの方につきましては、消防車両の故障による照明の交換ということになります。

よって48万9,000円を追加するものであります。

○**議長（高橋和雄君）** 阿部教育次長。

○**教育次長（阿部雅行君）** 体育館管理委託の増額についてご説明申し上げます。

この増額につきましては、重油単価の高騰により75万9,000円追加させていただきました。

当初予算、重油3万リットル掛ける71円なのですけれども、現状、平均いたしますと26円程度の値上がりでこれまで来ていますので、ちょうど26円掛ける3万リットルで78万円の増になります。

これが3月まで見込みとして足りなくなる見込みでしたので、今回、追加させていただきました。

○**議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○**3番（黒田和弘君）** 今答弁ありましたけれども、まず35ページの関係ですけれども、事業量が変わっていないということは分かりました。

それですと、それにしても確定に伴う若干の減というのは執行残で分かるのですけれども、調査設計委託については、当初650万円計画していたものが182万円ということで、かなりの額減額になっていますよね。

それで私もそういうことを想定して、何か事業量が減ったのかなというお聞きをしたのですけれども、執行でそれだけ減ったということですから、特にその辺の事業量が変わらないで減額となった理由というのは何かあるのではないのかなというふうな気がするのですけれども、その辺の見解を教えてくださいなというふうに思います。

それと、今、体育館管理委託の75万9,000円の追加ですけれども、燃料については分かりましたけれども、燃料もこの委託の中に入っていたのですかね。

これは燃料ということになれば、光熱水費で村の方から直接お金をやりとりしていた額でないかなというふうに思うのですけれども、ちょっと私の勘違いかどうか確認をしたいというふうに思います。

○**議長（高橋和雄君）** 成沢施設課長。

○**施設課長（成沢雄治君）** まず、工事の委託の関係ですが、182万円の減額については、橋梁長寿命化の事業測量調査設計委託でございます。

当初380万円を予定していて、入札額が194万4,000円ということで、51.2%の入札率なのです。

私もこれだけ減るといことは、何か状況があるのかと。

最初の予算組むときに、ルール上何かあるかなということで担当の方には確認していますが、道単で基準のルールで予算を弾いておりますので、下がった分についてはあくまでも企業努力としか言いようがないということで、中身の確認というのでしょうか、どこがどうのということの確認ができていません。

あくまでも企業努力によって、入札ですので、落ちたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

もう1点の68万9,000円の減額についても、これについてはこの記載のとおり

の業務名でございますが、ここの部分については650万円の当初予算に対して、581万400円の入札率ということで89.4%の入札率ということで、ここについてもあくまでも入札による執行残ということでございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） すみません、先ほど説明不足で申し訳ありません。

体育館につきましては、社会福祉協議会に指定管理委託しております、その中で、一般的な管理のほかに、このような事業費として光熱水費、その他小破修繕料、消耗品等など含めて指定管理の委託の中に入っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 先ほど福祉灯油のことでご質問があったかと思っておりますけれども、私の方からも1、2点お願いしたいと思います。

その福祉灯油、260世帯ぐらいあるのかなというような内容だったのですが、これは1件1件きちんと通知を出して該当者ですよという案内を出されるのかと思っておりますけれども、そういう形でやられるのかということと、昨年も福祉灯油のこのような支援があったかと思うのですが、去年については全員がそれを利用したというか、そういう人が、世帯に通知をした人が全員利用したかということを知りたいのと、灯油券なのかというように思っておりますけれども、灯油券で支給をするのか、それとも何らかの、現金なのかそこから辺の支給する内容ですね。

それについて伺います。

それと、次のページの20ページの障がい者福祉費で、先ほどちょっと説明もありましたけれども、南十勝こども支援センターのところで204万8,000円の追加があります。

これは人事異動によって人件費が増加したという内容のご説明だったかと思っておりますけれども、これは一人の人の異動でこの金額なのか。

複数でこの金額なのかということをお知らせいただきたいと思っております。

それとあと、その下に扶助費の中で介護給付費として648万1,000円と、訓練等給付費で276万円ほどありますけれども、先ほどの説明の中では、重度の介護者の負担増ということと、訓練等の給付費の増員があったという説明だったかと思っておりますけど、その内容について、もう少し、どれだけ当初予算人員だったのがどのような人員が増えたのかというその内容について、もう少し詳細に教えていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） まず1点目の福祉灯油の関係です。

通知を出して案内するのかというご質問だったかと思っておりますが、本日、補正予算通った段階で、週明けにでも対象世帯にはここに通知をさせていただく予定にしております。

ちょっと間に合わないかもしれないのですが、広報の方でも忘れないですかという追加の確認なども年明けにさせていただきたいなというふうに考えています。

昨年の利用状況ですね。

昨年は、対象世帯が244世帯で、実際に支給した世帯は234世帯でした。

こちらで把握していた10世帯の方からは申請が上っていないという状況です。

支給的には5,000円でしたので、世帯数掛けまして117万円を実際に支給させていただいており、9月の決算でも出ていたのですが、決算額は114万4,500円ということなんです。

未使用分としては、2万5,500円分が、券を配ったのだけでも使われていないという状況です。

あとは、灯油券以外のものはないのかという質問だったかと思いますが、本年度も灯油引換券というか灯油券のほかに、商工会で出しております共通商品券ということで、選択制ではなく、灯油を使っている世帯には灯油券。

電気だとか石炭、薪、そういった部類については商品券でお渡しする予定です。

大きな2点目になります。

20ページの南十勝こども発達支援センター負担金の関係です。

人事異動という説明だったのですが、実際に町の方から保健師、正職員が異動してきたのと、もう一人異動して、合計で2名の異動に係る分として増額になっております。

ただ、広域でやっておりますので、人口割その他諸々ありまして、一律ではなくて負担割合に応じて、中札内村は204万8,000円という金額になってございます。

大きな3点目です。

扶助費の関係です。

まず、介護給付費648万1,000円の増です。

これにつきましては、在宅で重度訪問看護を受けなければならない方がお一人います。

この方に対してのヘルパーサービスの給付額として不足を生じるものですから、今回増額させていただこうと思います。

次に、訓練等給付費です。

こちらについては大きく分けて二つございます。

まずはグループホームの利用。

こちらの方が10名でしたが、年度当初10名だったのですが、1名増えまして11名になったということで給付費が増加しております。

もう1点、就労継続支援A型事業所という事業所があります。

うちで言えば米山さんのところでやっている事業所になりますけれども、雇用契約を結んで一般就労みたいな形で障がい者が就労できるという施設。

帯広にも何件かこういう施設がございまして、そちらの利用者が当初4名だったのが6名というふうに増員しておりますので、必要額として今回増額させていただきました。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 先ほどの福祉灯油のことで、去年は234世帯、それで10名が未使用だということの内容だったと思いますけれども、その未使用な人たちに何らかのアプローチはしたのかどうか。

そのまま、広報では使用してくださいという案内は出したかと思うのですが、そうではなくて、個人的にもう期限が切れますから利用してくださいというような内容のものを出して行ったかどうかということもちょっと確認させてください。

それと、先ほどの障がい者福祉費の中で、介護給付費の当初の人、在宅重度の人たちの、重度の人が1名増えたことによって、これは一人に対して介護給付費として648万1,000円という金額として捉えていいのでしょうか。

1名に対して六百何十万円ですね。

それとあと、訓練等給付費として二つあって、グループホームが10名が11名になったということで1名の増員ということで、重度の施設に行っている人が、4名が6名にな

って2名増加になったということで、このような金額になったという理解なのですけれども、これからもこういうようなことが想像されるので、この金額にかかるお金というのは段々負担が重くなるなというような印象を受けたのですけれども、もう一度確認で、この内容についてご説明ください。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 福祉灯油の昨年度の未使用の方、二万五千円がしということで説明させていただきました。

昨年については、広報で周知した以外はさせていただいておりません。

なぜかという、使っていない方が分からないからです。

それと、その方がどこかにしまい込んで忘れているのか、例えば、洗濯物と一緒に洗濯して紛失してしまっているのかも分かりませんので、ちょっとやりようがないという現実があるのも多少ご理解いただければなというように思っております。

次に、障がい者の扶助費の介護給付費の関係です。

在宅重度の方、人数の増加ではございません。

今現在お一人の方、ただ、24時間体制で見守り、介助、身の回りの世話ということでさせていただきます。

このヘルパーに付く方の人材というところでもなかなか対応できる、可能な事業所さんがないものですから、今お願いしている事業所さんの方で、若手というか新人の方を育成して人数を増やすという努力もさせていただいております。

このため、もともとやっている方にサブで付くような形で勉強期間というのも村の方で支給の対象にしていかなければならないというのもありますので、そのために増額になっているという理由も併せてございます。

それと、給付費の増加ですね。

障がい者に限ってでないのですが、毎年、障がい者の方が特にそうですが、一人の単価というか、サービス単価が高いものですから、必要な時期、足りないなというふうに思った時期にこれまでも、過去追加だとかというふうにはさせていただいております。

実際、障がい者給付費にあたる金額は年々1,000万円以上増額増額というのがこの間続いておりますので、これから先も、例えば、今、若いまだ未成年の方が成長していったら、中札内にお住まいになるということになれば、年々これからも増えていくというふうに見込んでおります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） それでは1点だけですけれども、32ページ、札内川園地防護フェンスの設置工事、マイナス317万4,000円、これはあそこの滝見橋のところと、それと函の沢でしょうか。

あそこの黄色いロープ張ってあったところ全て防護フェンスが設置が終わったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 札内川園地の防護フェンスの部分につきましては、今年度予定していた部分につきましては、すでに設置の方を終了しているということでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） フェンス、あそこの函の沢のところの川のところに土囊でしょうか。1トンパックになるのかな、何個か積み上げられたのですが、そこら辺についてはあのままの現状なのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 函の沢、河川ですので、施設課の管理になります。

今年度については応急処置ということで、既存にあるものを置かせていただいて対応をさせていただいています。

31年度に改めてどのような形がいいか、今検討しているのですが、いい方法を考えて、31年度予算組んで河川の改修をしていきたいというふうには考えております。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 函の沢の方の川のところの黄色いロープ張ってあったところのフェンスの、これは完全に、あそこはやっていないというふうに捉えていいのかな。

それと、今のお話ですが、なるべく早く、何と申すのでしょうか、土囊を積み上げてあるのもどうかと思うので、できるだけ早く処置をする方がいいのかなというふうに思いますが、そこら辺のことはどうでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今年度、札内川園地防護フェンス設置工事で、予定していました設置箇所につきましては、大型バンガローが設置している前側の札内川の流域に面している部分に設置しているのと、併せて、上の方のびょうたんの滝の元滝見橋があった部分の手前側ですが、そちらの方も観光客が立ち入るとということで、今回防護フェンスを設置していますので、元々当初予算で函の沢の部分には設置の方は考えていなかったところでございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 河川の護岸の整備につきましては、先ほども言ったように、パックについてはあくまでも臨時的ということで答えさせていただきましたが、根本的な解決が必要ということで、いろんな方法があるということは今検討しているところなのでね。

効果が得られるのがどれなのかということを経済的には判断しながら、ある程度の予算を今見込んでいますので、決めかねているところもあるので、そこは予算時までにはしっかりまとめて提出はしていきたいなと思うのですが、そういったことで、河川ですので、工事をするとすれば渇水期にやらなければいけないということになりますから、例えばやるとしても、1年後の冬ごろにならざるを得ないかなというのは思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいというふうに思います。

これから1件ずつ討論を行いたいと思います。

最初に、議案第70号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

議案第70号、平成30年度中札内村一般会計補正予算についての採決を行います。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

議案第71号、平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

議案第73号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第73号、平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第74号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第74号、平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

12月14日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 2時04分